

北海道渡島総合振興局告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第30号の潜水器漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等すべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格			
潜水器漁業（こんぶ）	渡海共第58号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	1	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）3月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがあ</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）〇〇（対象魚種）以外を漁獲の対象としてはならない。</p> <p>（3）日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>（4）次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 （住所 氏名 ）</p> <p>（5）6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（6）7月16日から9月30日までの間、えぞあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（7）9月21日から11月20日までの間、まだかあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（8）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
潜水器漁業（わかめ）	渡海共第58号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	2	
潜水器漁業（なまこ）	渡海共第58号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	3	
潜水器漁業（いがい・もずく）	渡海共第58号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	4	
潜水器漁業（えぞあわび・まだかあわび）	渡海共第58号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	5	
潜水器漁業（えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第58号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	6	
潜水器漁業（ほや）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	7	
潜水器漁業（かき）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	8	
潜水器漁業（こんぶ）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	9	
潜水器漁業（わかめ）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	10	

北海道渡島総合振興局告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第30号の潜水器漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等すべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格			
潜水器漁業（いがい・もずく）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	11	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）3月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがあつた。</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）〇〇（対象魚種）以外を漁獲の対象としてはならない。</p> <p>（3）日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>（4）次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 （住所 氏名 ）</p> <p>（5）6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（6）7月16日から9月30日までの間、えぞあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（7）9月21日から11月20日までの間、まだかあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（8）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
潜水器漁業（なまこ・さざえ）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	12	
潜水器漁業（えぞあわび・まだかあわび）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	13	
潜水器漁業（えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第56号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	14	
潜水器漁業（ほや）	渡海共第54号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	15	
潜水器漁業（こんぶ）	渡海共第54号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	16	
潜水器漁業（わかめ）	渡海共第54号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	17	
潜水器漁業（もずく）	渡海共第54号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	18	
潜水器漁業（なまこ）	渡海共第54号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	19	
潜水器漁業（かき・いがい）	渡海共第54号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	20	

北海道渡島総合振興局告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第30号の潜水器漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等すべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格			
潜水器漁業（なまこ・きたむらさきうに）	渡海共第54号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	21	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）3月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがあつた。</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）〇〇（対象魚種）以外を漁獲の対象としてはならない。</p> <p>（3）日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>（4）次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 （住所 氏名 ）</p> <p>（5）6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（6）7月16日から9月30日までの間、えぞあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（7）9月21日から11月20日までの間、まだかあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（8）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
潜水器漁業（えぞあわび・まだかあわび）	渡海共第54号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	22	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・きたむらさきうに）	渡海共第54号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	23	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・きたむらさきうに）	渡海共第54号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	24	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第54号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	25	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・きたむらさきうに）	渡海共第52号共同漁業権漁場区域及び渡海共第50号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	26	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに・たいらぎ）	渡海共第48号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	27	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに・たいらぎ）	渡海共第46号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	28	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・きたむらさきうに）	渡海共第44号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	29	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・きたむらさきうに）	渡海共第42号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	30	

北海道渡島総合振興局告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第30号の潜水器漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等すべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格			
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに・あかさらがい）	渡海共第40号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	31	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）3月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがあつた。</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）〇〇（対象魚種）以外を漁獲の対象としてはならない。</p> <p>（3）日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>（4）次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 （住所 氏名 ）</p> <p>（5）6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（6）7月16日から9月30日までの間、えぞあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（7）9月21日から11月20日までの間、まだかあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（8）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第38号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	32	
潜水器漁業（なまこ・きたむらさきうに）	渡海共第36号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	33	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第36号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	34	
潜水器漁業（なまこ・きたむらさきうに）	渡海共第34号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	35	
潜水器漁業（えぞあわび）	渡海共第32号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	36	
潜水器漁業（ほや・なまこ・きたむらさきうに）	渡海共第32号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	37	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・きたむらさきうに）	渡海共第32号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	38	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第30号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	39	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第30号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	40	

北海道渡島総合振興局告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第30号の潜水器漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等すべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格			
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第28号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	41	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）3月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがあつた。</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）〇〇（対象魚種）以外を漁獲の対象としてはならない。</p> <p>（3）日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>（4）次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 （住所 氏名 ）</p> <p>（5）6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（6）7月16日から9月30日までの間、えぞあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（7）9月21日から11月20日までの間、まだかあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（8）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第28号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	42	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第27号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	43	
潜水器漁業（ほや・なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第27号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	44	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第25号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	45	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第23号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	46	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第21号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	47	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第19号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	48	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第17号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	49	
潜水器漁業（なまこ・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第15号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	50	

北海道渡島総合振興局告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第30号の潜水器漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等すべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格			
潜水器漁業（なまこ・えぞばふんうに・きたむらさきうに・ほたてがい）	渡海共第15号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	毎月1日から末日まで	51	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和6年（2024年）3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）9月30日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和6年（2024年）3月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがあり、</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）〇〇（対象魚種）以外を漁獲の対象としてはならない。</p> <p>（3）日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>（4）次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 （住所 氏名 ）</p> <p>（5）6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（6）7月16日から9月30日までの間、えぞあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（7）9月21日から11月20日までの間、まだかあわびが採捕されたときは、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>（8）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
潜水器漁業（ほたてがい）	渡海共第13号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	52	
潜水器漁業（なまこ・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第13号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	53	
潜水器漁業（こんぶ）	渡海共第11号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	54	
潜水器漁業（なまこ）	渡海共第11号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	55	
潜水器漁業（ほたてがい）	渡海共第11号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	56	
潜水器漁業（えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第11号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	57	
潜水器漁業（なまこ・えむし・えぞあわび・えぞばふんうに・きたむらさきうに）	渡海共第1号 共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内	定めない	同上	同上	58	